

日本医療検査科学会

認定POCコーディネーター資格制度運営規程

第1章 総則

第1条

一般社団法人日本医療検査科学会(以下、本学会)は、「認定POCコーディネーター(認定POCC)」資格制度を施行する。

第2条

本認定資格制度は、本学会の定める所定の条件を満たし、POCT対応機器・試薬の選択、保守管理、測定者の教育訓練および検査結果の精度保証に関する優れた知識と技能を有している者を、認定POCCとして認定する。

第3条

本学会及びPOC技術委員会は、前条の目的達成のための業務を行うとともに、POCTを用いたより高度な臨床検査を実現するための諸制度を検討する。

第2章 認定POCC制度ワーキンググループ

第4条

第3条を達成するためPOC技術委員会内に認定POCC制度ワーキンググループ(以下認定POCCWG)を置く。

第5条

認定POCC制度WGは、試験サブワーキンググループ(以下試験SWG)、テキスト編集サブワーキンググループ(以下テキストSWG)から構成され、各ワーキンググループの委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第6条

認定POCC制度WGは、議事内容をPOC技術委員会に報告し承認を得た後、理事会の承認を得て、これを実施する。

第3章 認定POCCの認定

第1節 認定POCCの認定を申請する者の資格

第7条

認定POCCの認定を申請する者は、次の各号の条件を全て満たすこと。

(1)日本医療検査科学会会員であること。

(2)認定を申請する際、本学会POC技術委員会が認めた研修会・セミナーに参加し、カリキュラムに示した①総論、②測定技術論、③運用技術論、④記録通信の4カリキュラムを各最低1単位以上取得し、合計12単位以上取得していること。

第2節 認定POCCを認定する方法

第8条

認定POCCの認定試験を受験申請する者は次に定めた申請書類をホームページ<https://jcls.or.jp/>よりダウンロードの上、必要事項を記入して本学会事務局に提出する。

(1)所定の認定POCC受験申請書

(2)受験のための研修会・セミナー参加証(写)

*①総論、②測定技術論、③運用技術論、④記録通信の4カリキュラムを各最低1単位以上取得し、合計12単位以上取得していること。

第9条

認定POCC認定試験は原則として毎年本学会大会期間中に行う。受験料は 10,000 円(税別)とする。

第10条

認定試験に合格し、かつ認定を希望する者は、本人から送付された所定の認定申請書の提出によって本学会事務局が認定料の入金を確認した後、認定証を交付する。認定料は 10,000 円(税別)とする。

第11条

認定POCCの認定証

(1)POC技術委員会委員長は、認定POCCとして認定した氏名を理事会ならびに社員総会において報告しなければならない。

(2)本学会認定POCCの有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第3節の規定によりその資格を喪失した場合には、資格喪失の日を以って有効期間は終了する。

(3)認定POCCの認定証の再発行手数料は 5,000 円(税別)とする。

第3節 認定POCCの資格の喪失

第12条

認定POCCは、次の各号の理由により、POC 技術委員会の議を経て、理事会の議決によってその資格を喪失する。

- (1)本学会を退会したとき。
- (2)正当な理由を付して認定POCCの資格を辞退したとき。
- (3)認定POCCの資格を取り消されたとき。
- (4)認定POCCの資格を更新しなかったとき。

第13条

認定POCCにふさわしくない行為があったときは、POC 技術委員会において事実確認を行い、理事会の議決によって認定POCCの認定を取り消すことができる。

第4章 認定POCCの更新

第14条

認定期間は認定証発行の日から5年とし、施行細則第5条の更新手続きを行わなければならない。

第5章 規程の変更、施行細則の制定

第15条

この規程は、POC 技術委員会で承認後、理事会の決議を経て変更することができる。また、施行細則についても同様の手続きを経て制定する。

付則

本規則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

日本医療検査科学会

認定POCコーディネーター資格制度施行細則

第1章 総則

第1条

一般社団法人日本医療検査科学会認定資格「認定POCコーディネーター（以下認定POCC）」資格制度運営規程の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 認定POCCのための試験

第2条

認定POCC制度WGは、認定に関する通達を学会機関誌「日本医療検査科学会誌」ならびに学会のホームページ(<https://jcls.or.jp/>)に掲載しなければならない。

第3章 認定POCCの資格更新

第3条

認定POCCの認定証有効期間終了の1年前より資格更新業務を行う。

第4条

次の各号の条件を満たす者は、資格の更新を申請することができる。

(1) 認定POCCに認定されてから更新時期まで引き続いて本学会会員であり、かつ会費を完納していること。

(2) 認定期間にカリキュラムに示した①総論、②測定技術論、③運用技術論、④記録通信の4カリキュラムを各1単位以上取得し、合計6単位以上取得していること。

(3) 次に該当する更新対象者の学術活動に対して総論単位を加算申請することができる。

① 医療検査科学会筆頭発表者 1単位

② POCセミナー発表者 2単位

③ POCT関連論文筆頭執筆者 3単位

(4) 認定期間に認定POCC更新セミナーを1回以上受講していること。

第5条

資格更新にあたっては次の各号の必要書類を提出しなければならない。

(1) 所定の更新申請書

- (2)認定POCC更新セミナー参加証(写)
- (3)認定期間に取得した単位証明書6単位以上(写)

第6条

資格更新申請の更新手数料は 10,000 円(税別)とする。

第7条

資格更新業務は本学会事務局が行うものとする。

付則

本細則は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

本細則は、2022 年 4 月 1 日より改訂する。